

## 目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識された。これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

九州地方では、南海トラフ地震による甚大な地震・津波被害が広範囲に想定されており、発災時に緊急車両の通行を確保し、迅速な救命・救助活動等を支援する道路啓開が極めて重要である。道路啓開作業を迅速かつ円滑に実施するために関係機関との連携・協力により、実効性のある道路啓開計画とすることを目的とする。

## 計画の概要

## 1. はじめに

- 計画策定の背景、目的、計画の位置付け

## 2. 計画の目的と対象となる災害

- 九州圏域における最大規模の地震である「南海トラフ巨大地震」を対象
- 内閣府(中央防災会議)が被害想定や津波浸水の実情を踏まえて、「防災対策推進地域」および「津波避難対策特別強化地域」の指定基準を示している地域を対象
- 震度6弱以上が約60市町村、津波高10m以上の巨大な津波が襲来する九州東側沿岸の3県(大分県、宮崎県、鹿児島県)を主な被災エリアと想定

## 3. 道路啓開の目標

- 九州東進作戦
- 地震、津波により甚大な被害が想定される九州東側沿岸の3県(大分県、宮崎県、鹿児島県)の被災地内ルートまでを、救命・救助活動において極めて重要な時間となる、発災後概ね72時間以内に啓開

## 4. 優先的に啓開を実施する路線・区間

- 南海トラフ地震における具体計画や各県の地域防災計画、道路啓開計画を基に、広域応援部隊の進出や救助活動を行うための拠点を選定し、優先的に道路啓開を実施する路線・区間を設定
- 表1、表2の、考え方に基づき、「防災拠点」「優先的に啓開すべき路線・区間」を設定

表1 防災拠点の考え方

種別	拠点の役割	拠点の機能	主な設定拠点例
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の目標となる拠点	司令塔・本部機能 広域応援部隊の一次参集・ベースキャンプ機能 物資や災害用機械・機器等の中継機能	サービスエリア、空港、公園、備蓄・集積拠点、道の駅、等
進出拠点	広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点	広域進出拠点と連携した物資中継機能 被災地進出に向けた活動拠点	サービスエリア、公園、グラウンド、空港、備蓄・集積拠点、オイルターミナル、等
救助活動拠点	被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点	市町ごとの道路啓開活動の実行機能	空港、ヘリポート、公園、備蓄・集積拠点、港湾、オイルターミナル、県庁、市役所、等

表2 啓開候補路線の考え方

種別	ルートの役割・機能	設定方法	道路啓開目標
ステップ1 広域支援ルート	各部隊等の広域的な移動するためのルート	第1次緊急輸送道路から設定することを基本とする	発災から概ね24時間以内
ステップ2 被災地進出ルート	被災地内の活動に向けて、広域移動ルートと防災拠点を連絡するルート	第2次緊急輸送道路から設定することを基本とする	発災から概ね48時間以内
ステップ3 被災地内ルート	甚大な地震・津波被害等が想定される地域内のルート	第3次緊急輸送道路から設定することを基本とする	発災から概ね72時間以内

## 5. 道路啓開の方法

- 発災後、効率的かつ迅速な道路啓開のための作業体制を確保し、被災状況を調査・把握の上、啓開ルートを決定し、道路啓開作業を実施
- 現地の状況に応じ、一刻も早く緊急車両が通行できるように最低1車線を確保
- 道路管理者及び関係機関が、発災後の各段階に実施すべき対応内容を明確にした行動計画(タイムライン)を作成し、連携しながら実効性の高い道路啓開を実施
- 発災直後の円滑な道路啓開に向けて、道路法22条の3に基づき、国が本来道路管理者に代わって道路啓開を行うことができる路線・区間(「直轄啓開予定道路」)を設定
- 各県における道路啓開を担う建設業者等と連携し、道路啓開実施範囲を事前に設定

## 6. 資機材の備蓄・調達

- 道路本体(橋梁部・土工部)、沿道施設、占用物件、路上車両、通信の途絶等の被害を想定の上、各県における被災量を算出
- 上記より必要な資機材等を算出し、資機材等の備蓄量及び不足量を確認
- 不足量の対応として、レンタル業者等との災害協定や、地域を跨ぐ広域支援で調整
- 瓦礫や土砂等の発生に伴う搬出可能な仮置き場候補地や、燃料調達体制についてもあらかじめ整理

## 7. 実践的な訓練

- 路上車両の移動や倒壊した電柱の除却などの実動訓練と関係機関との被害情報の共有等の机上訓練のメニューを組み合わせ、年1回以上、九州ブロック単位での実践的な訓練を実施する訓練計画を策定
- 訓練は道路管理者のほか、関係者が参加することで道路啓開の実効性向上を図る

## 8. 情報収集・伝達

- 災害発生時の道路管理者・関係機関との適切な連携のため、情報収集・伝達体制の系統図を作成し、別途孤立集落に関する情報収集体制も整理
- ライフラインや公共交通に関する被害情報については、別途連絡調整会議等を開催し、情報の収集や共有を行い、道路啓開路線の調整を実施

## 9. その他

- 道路啓開計画は5年に1回の見直しを基本としつつ、社会情勢や被災想定の変化、各県の道路啓開計画の策定・更新状況等を踏まえ、必要に応じて適時に見直しを行い、必要な対応の充実を図る
- 発災後の道路啓開時に活用可能な「道の駅」を整理し、道の駅の防災機能・災害時対応上の課題について現状整理を行い、今後防災機能強化に向けて検討
- 道路啓開ルートが有する潜在的なリスクや課題を整理し、道路啓開ルート選定等に活用
- 地震・津波発生後に、大雨や余震による複合災害を想定した被災シナリオを整理
- 原子力災害時の避難ルートと道路啓開ルートを重ね合わせて整理